

2021 年度第1回 豊岡市空家等対策協議会 協議録(要約版)

日 時：2021 年 7 月 2 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：豊岡稽古堂 3－1 交流室

出席者：別紙出席表

傍聴者：0 名

1 開 会（建築住宅課長）

2 協議会委員の任命

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長選出

会長には兵庫県立大学の安枝英俊氏、副会長には豊岡市区長連合会会長の米田英昭氏を選出

6 議 事

報告事項

(1)2020 年度末時点の危険空家件数について

事務局：2020 年度末時点の危険空家件数について説明

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

会 長：特定空家の除却が 2 件行われているが、除却の支援制度を利用したものか。

事務局：1 件は補助、もう 1 件は所有者不存在につき略式代執行を行った。

会 長：豊岡地区で①特定空家候補が 1 件増になった理由は、より悪い状態になったということか。

事務局：区長から危険空家情報をもって、今回初めて現地確認したもの。特措法 12 条に基づき相続人に対し改善依頼。現在除却済み。

会 長：以前の調査には上がっていなかったものが新たに上がってきたということか。

事務局：そのとおり。

(2)特定空家等の取組み状況について

※協議内容の詳細及び資料については、いずれも特定の個人情報を識別されるおそれがあるため委員以外に非公開とする。

事務局：特定空家等の取組み状況について説明

①沖加陽区②城崎町来日区③土湊区④但東町佐田区⑤下陰区のそれぞれの特定空家等について、パワーポイント資料を基に説明

会 長：本件に関して質疑等があればどうぞ。

質疑なし

協議事項

事務局：特定空家等候補の状況について説明

※全 4 件の特定空家等候補の状況についてパワーポイント資料を基に説明

①福田区

会 長：コンクリートブロックは危険性が高いと思う。他に気づかれることはあるか。

事務局：交通量も多い基幹道路、歩道に対してもガードレールがない。市としても早急に対処したい。

会 長：近隣からも苦情や相談が入っているか。

事務局：情報等は入っている。

委 員：2019.9.1 適正管理依頼しているが、交渉状況はどうなっているか。

事務局：前向きな意向を聞いている。

会 長：特定空家等に認定する。

②但東町如布区

委 員：建物所有者特定できているのか。

事務局：所有者は確知できていない。

会 長：特定空家等に認定されたら略式の対応が取れる。

委 員：不確知で進めるほうが良いのではないか。売却できるような土地なのか。

事務局：村部なので売れないと思われる。市道沿いなので更地にすれば売却の可能性もあるが低いと思われる。

委 員：売れる目処が立つならば不在者財産管理人を選任し売却し、購入者に処分を依頼する。ないなら略式代執行が妥当と思われる。

事務局：今後調査を進めていくが、特定空家等に認定されていないと次の処分に進めない。他に質疑なし。

会 長：特定空家等に認定する。

③鶴岡A

事務局：明らかに居住できない状態の家屋だが、住民登録があり、本人が使用していると言う以上、「占有」となるため「空家」とはならず、特措法の対象外となる。ずっと占有状態であったが、先日条件を満たしたため、「空家」と判断した。

会 長：本件と同様ケースで空家認定できないところもあるのか。

事務局：数件確認している。

他に質疑なし。

会 長：特定空家等に認定する。

④鶴岡B

事務局：交差点に建っており、市道2本に隣接している。市道側にも傾斜しているため崩落すると危険。2棟あるうちの1棟が危険空家（登記簿と実際の建物の現状は明らかに相違する）。

2棟は、通路が崩落しているがくっついている状態。

委 員：行き来できる状態ならば、もう1棟の家屋を管理している者が所有者と考えられる。

委員：空家の責任は所有者だけでなく、管理者にもある。

委員：空家の所有者等の責務として、所有者または管理者に責務があるとあるので、管理をしている以上責任はある。

事務局：特定空家等に認定して指導・助言したら、補助の対象となる。

未登記物件については、自分の物だと主張したら、その主張は通るのか。

委員：個人の話だけで判断しているのではなく、形状など客観的な見解。本件では所有者として考えるのが通常。

会長：建物が接続されていることが確認できているので、認定ということで進めていく。

委員：今回特定空家等に認定するのは、2棟のうちの1棟のみということか。部分的認定は可能か。

委員：利用形態として一つのものとして判断されるのではないか。

委員：登記するとしたら一つの建物として登記すると思う

会長：1棟とみなし、解体の場合はすべて解体する。

事務局：補助金としては、建物の全除却しかできない。

会長：解体補助を使うなら全部除却、一部除却なら自費負担となる。

2棟全体を特定空家等として認定する。

7 その他

事務局：次回開催は11月頃を予定している。

委員：協議会として、対象空家の現地視察をすることは可能か。個人情報関係から難しいか。

委員：他の市では視察が行われたことがある。敷地には入れても内部を見ることはできなかった。

事務局：現時点では即答しかねる。

8 閉会（建築住宅課長）

豊岡市空家等対策協議会 委員出欠表

(敬称略、順不同)

区 分	役職等	氏 名	所属等	出欠
学識 経験者	兵庫県立大学准教授	やすえだ ひでとし 安 枝 英 俊	兵庫県立大学環境人間学部	出席
	不動産鑑定士	いはら がくと 伊原 岳人	伊原鑑定総合事務所	欠席
	土地家屋調査士	かわしま てつや 河嶋 哲也	兵庫県土地家屋調査士会 但馬支部	出席
	弁護士	すがむら ともち 菅 村 朋子	すがむら法律事務所	出席
	司法書士	かわはら ひとし 河原 均	兵庫県司法書士会 但馬支部	出席
市民	豊岡市区長連合会会長	よねだ ひであき 米田 英昭	豊岡市区長連合会	出席
	都市計画審議会委員	むらなか いっこ 村中 伊津子	都市計画審議会	出席
	民生委員・児童委員	おおえ みすず 大江 美鈴	豊岡市民生委員・児童委員 連合会	出席
関係行政 機関の職 員	豊岡土木事務所 まちづくり参事	さわだ じゅんいち 澤田 純一	兵庫県但馬県民局 豊岡土木事務所	出席
	豊岡警察署 生活安全課長	てらわき じゅん 寺脇 潤	兵庫県豊岡警察署	出席